充電設備等の「譲渡」にかかる手続きについて

A：譲渡

1. 充電設備等の譲渡

充電設備等（充電設備、課金装置、給電器及び単価50万円以上の付帯設備をいう。以下同様）の譲渡とは、補助金の交付を受けた充電設備等の所有者が変わることをいいます。

有償譲渡、無償譲渡を問わず、財産処分として、処分前にセンターに「財産処分承認申請書（様式22・様式J22)」の提出が必要です。センターから「財産処分承認通知書（様式23・様式J23)」による通知が届く前に、譲渡してはなりません。

2. 財産処分承認申請（譲渡）

財産処分承認申請書および要部写真、譲渡人（申請者）と譲受人で交わす譲渡に関する覚書（写し）を、郵送もしくは電子メール(注1)で提出してください。

注1：電子メールご利用の場合、提出書類をPDF化し添付してください。

提出書類：**財産処分承認申請書（様式22・様式J22）**
要部写真（財産処分）
覚書（写し）

記載例　：財産処分承認申請書（様式22）譲渡
要部写真（財産処分）_譲渡前

参　考　：覚書 譲受人が管理義務を承継する場合

申請先：一般社団法人　次世代自動車振興センター　充電インフラ部　財産処分担当
〒103-0027
東京都中央区日本橋１－１６－３　日本橋木村ビル４階
TEL　03-3548-2871　　FAX　03-3548-2872
E-mail：zaisan_shobun31@cev-pc.or.jp

3. 財産処分承認通知書（様式23・様式J23）発行

センターは申請内容を確認後、財産処分承認通知書（様式23・様式J23）を発行します。なお、補助金の交付を受けた者（申請者）に課せられた充電設備等の管理義務が譲渡先（譲受人）に承継されない場合は、補助事業の目的が達成できないため、補助金の全部又は一部を返納していただきます。

4. 譲渡後の手続き

譲渡後の手続きは譲渡の内容により異なるため、センターの指示に従い実施してください。

提出書類：**実施状況報告書（財産処分）**
要部写真（財産処分）
発行後3か月以内の履歴事項全部証明書　※譲受人が法人の場合
取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（様式11・様式J11）　※設置場所変更の場合

記載例　：実施状況報告書（財産処分）譲渡後
要部写真（財産処分）_譲渡後
取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（様式11）

以上